



2020年5月26日

各 位

会社名 株式会社西島製作所
代表者名 代表取締役社長 原田 耕太郎
(コード: 6363 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 高橋広人
(TEL. 072-695-0551)

「従業員持株会支援信託 E S O P」の再導入について

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、中長期的な企業価値向上に係るインセンティブ付与を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株会支援信託E S O P」(以下「E S O P信託」といいます。)の再導入を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託再導入の目的

当社は、中長期的な企業価値向上に対し、当社グループ従業員にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、従業員持株会の活性化および安定的な財産形成の促進を図ることを目的とし、2017年2月13日よりE S O P信託を導入しておりましたが、2020年3月31日に終了したこととともない、再導入することといたしました。

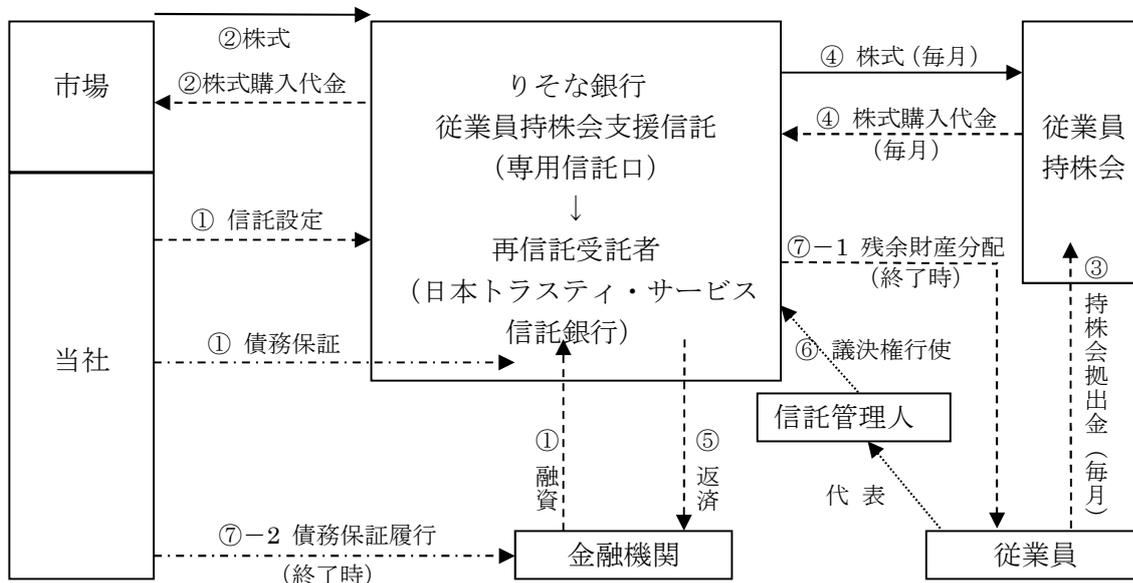
2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

以下、E S O P信託の仕組み及び信託契約の概要について説明いたします。

3. ESOP信託の仕組み



制度開始時	①	当社は従業員持株会支援用の信託口を設定し、当該信託は金融機関から株式購入資金の融資を受ける（当社は当該融資に債務保証する）
	②	専用信託口は、借入金を原資として市場から当社株式を取得する
運営時	③	従業員は毎月従業員持株会に持株会拠出金を支払う
	④	従業員持株会は一定期間にわたり専用信託口から毎月株式を購入する
	⑤	専用信託口は、株式売却代金を原資として金融機関に借入金を返済する
	⑥	専用信託口の株式の議決権は信託管理人が行使する
終了時	⑦-1	株価上昇により専用信託口に借入金完済後も残余財産がある場合 ⇒ 当初定める方法に従い、受益者（従業員）に財産分配
	⑦-2	株価下落により専用信託口において借入金の返済原資が不足した場合 ⇒ 当社が金融機関に対して保証債務を履行

4. 信託契約の概要

- ①信託の種類 特定単独運用の金銭信託（他益信託）
- ②信託の目的 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
- ③委託者 当社
- ④受託者 株式会社りそな銀行
- ⑤受益者 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
- ⑥信託契約日 2020年5月27日
- ⑦信託の期間 2020年5月27日～2025年6月20日
- ⑧議決権行使 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

※当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間の満了

前に信託収益を受益者に分配し、信託期間が満了する前に信託が終了します。

5. 信託による当社株式の取得内容

- ①取得株式の種類 当社普通株式
- ②取得株式の総額 530,000,000 円
- ③株式の取得期間 2020 年 5 月 29 日～2020 年 12 月 23 日
(ただし、2020 年 6 月 24 日から 2020 年 6 月 30 日及び 2020 年 9 月 24 日から 2020 年 9 月 30 日までの間を除きます。)
- ④株式の取得方法 取引所市場より取得 (立会外取引含む)

以上